

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東近江市国民健康保険条例（平成 17 年東近江市条例第 162 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 29 条の 7 第 2 項第 10 号」を「第 29 条の 7 第 2 項第 9 号」に改める。

第 16 条の 10 中「第 29 条の 7 第 3 項第 9 号」を「第 29 条の 7 第 3 項第 8 号」に改める。

第 21 条中「第 29 条の 7 第 4 項第 9 号」を「第 29 条の 7 第 4 項第 8 号」に改める。

第 25 条第 1 項第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同項第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 16 条、第 16 条の 10 及び第 21 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 25 条第 1 項の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 25 条第 1 項の規定は、平成 31 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。